

規制シート(様式)

160194902830001

平成28年12月8日

規制の名称	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) ・身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) 	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長 吉田 正則
規制目的	身体障害者社会参加支援施設の入所者等に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行い、もって入所者等の自立と社会経済活動への参加の促進を図ること。		
規制内容の概要	身体障害者社会参加支援施設を運営する場合は、身体障害者福祉法第29条に基づき厚生労働大臣が定める基準(身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準)を満たすことが必要である。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	身体障害者社会参加支援施設における身体障害者への援助又は保護に関する一定のサービスの質を確保する観点から、当該施設の設備等に対して、引き続き全国一律の基準を設定する必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		